

公益社団法人  
豊島法人会広報誌

# TOSHIMA

春

号

Spring 2014

No. 229

年4回発行

第5回租税教育イベント  
第17回目白ロードレース  
第7回としまものづくりメッセ

さあ! ネットで申告





# 楽しく税を考えよう!& らんま先生のeco実験パフォーマンス

## 第5回租税教育イベント

2014年1月19日(日)  
豊島区民センター文化ホール

豊島法人会租税教育イベントが、平成26年1月19日に豊島区民センター文化ホールにて開催され、小学生100名、大人と合わせて180名のお客様をお迎えしました。このイベントも5回目を迎え、イベントとして根付いてきた感じもありますし、さらに内容が濃くなってきたと感じました。

### 第1部 楽しく税を考えよう!

高村社会貢献委員長の司会で開会し、南山副会長の挨拶のあと、まずはDVD「マリンとヤマト」を上映しました。ストーリーは、2人の子供が、両親が税金の支払いが大変だと言っているのを聞き、魔法使いに税金をなくすことを依頼します。世の中から税金がなくなったことで、ゴミを回収にこないため町中がゴミだらけになり、警察に行っても料金表を見せられて何か頼むとすべてが有料、公園に行こうとすると道路の持ち主を名乗る人から通行料を払えと言われ、これまでの世界と比べると不便で理不尽なことを、主人公の2人は体験します。それでも、親が喜んでくれていると思っていたら、親も税金がないことで大変な世の中になってしまったと嘆きます。2人は魔法使いに頼んで元の税金のある世の中に戻してもらい、税金の役割を知ります。

つづいて、青年部会員の梅村さん(税理士)と石坂さんの2人での税金教室です。梅村さんが軽快なペースで子供たちに税金について質問をしていきます。石坂さんが会場でマイクを子供たちに向けます。梅村さんが、「まだ答えていないお友達いますか?」と全員参加できるように気を使い、会場の皆さんを引き込んでいきます。答えを間違えた子供にもやさしく対応し、非常にやわらかい雰囲気です。徐々に子供たちも積極的に回答するようになりました。税金の種類や消費税の回収から予算決めなどの流れまで、分かりやすい説明だったと思います。国税庁e-Taxキャラクター イータ君もお手伝いをしたり、青年部の長島さんが1億円を持って登場したり、盛況に終了しました。

次は、第4回税に関する絵はがきコンクールの受賞者表彰が行われ、6名の方が表彰されました。たくさんの方の前でコンクールの表彰の場を行えたことは大変有意義なことだと思います。

### 第2部 らんま先生のeco実験パフォーマンス

休憩後の第2部では、らんま先生のeco実験パフォーマンスです。らんま先生は、環境大臣認定「環境カウンセラー」に選ばれるなど、日本では唯一環境省から認定を受けたプロの環境パーフォーマーとして、全国各地で活躍中です。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~ranma-sensei/>

環境パーフォーマーらしく、水の汚れの色が変化する環境実験や、錯覚をもちいたパフォーマンスを見せてくれて、子供達の勉強にもなったと思います。また、ジャグリングのパフォーマンス(サイコロを器の中で重ねる、バランスボールの上で水をこぼさないように回すなど)では、自分が苦労してこの技を身に着けたことを話し、子供たちにも努力することに大切を訴えてくれたように感じました。

私は、ちょうど緞帳を担当していたので、横から見ていたのですが、「内容はみなさんの様子を見ながら決める」と話されていたとおり、途中でやるものを組み立ててい

るのが、よくわかりました。途中で道具をいろいろ入れ替えていて、お客様との一体感を大切にされているのがわかりました。

最後に、大石副会長からの挨拶で終了となりました。

大成功と言っているのではないかと思います。私は当日だけのお手伝いでしたが、準備から取り組まれてきたみなさん、大変お疲れ様でした。

記：五日市文雄



子供たちに税金についての質問をする青年部会の梅村氏



らんま先生のeco実験パフォーマンス



第4回税に関する絵はがきコンクール表彰式

# 1,048組が目白を駆け抜ける

## 第17回目白ロードレース

2014年3月2日(日)  
豊島区立千登世橋中学校・  
学習院周辺コース

3月2日(日)に第17回目白ロードレースが開催されました。

今年は冷たい小雨の降るあいにくの天気となりましたが1,048組の参加者が集い寒さを吹き飛ばすように名物コースを疾走しました。

今年は、障がい者ランナーの伴走をされるピブスを着用した方が多く目立ったように見えました。回を重ねるごとに参加者も増えているようですが、まさにユニバーサルな大会になっている気がします。参加者の方の話では、数ある

レースの中でもこの大会は更衣室やトイレなど良い設備を使用できる事や、貴重品預り、また参加賞のほかに豚汁やドリンクの配布など運営がしっかりしていてランナーに人気の大会になっているとの事でした。

今年も豊島法人会高田支部役員が貴重品クロークのお手伝いをしました。

また豊島税務署からも15名がランナーとして参加し、e-taxをPRしました。

記：大淵信之



親子ペアで参加する親子レース



高田支部役員は貴重品クロークで運営のお手伝い

生麹・酒肴どろ  
石代 (Ishiyoshi)  
光哉 留賀 (Mitsuyoshi Rukaga)  
まるか

豊島区東池袋 1-36-3 (豊島区役所前)  
予約電話：TEL(03)3984-0045  
FAX(03)3985-6100  
定休日：日曜日  
営業時間：11:00~22:30(L.O21:45)  
営業時間内は休まずOPEN

新鮮鶏卵・卵製品の卸売業

Oishi  
大石商店

代表取締役 大石 正  
本社  
〒171-0043 豊島区要町 1-11-11  
TEL.03-3957-3070 FAX.03-3957-3001  
板橋物流センター  
〒175-0081 板橋区新河岸 2-21-7  
TEL.03-3975-3020 FAX.03-3975-3028

〇〇〇〇〇

ユニポン

四国タオル工業会認定  
タオルソムリエの  
たおるショップ  
あがつま

http://www.agtm.co.jp  
豊島区池袋本町 1-6-2  
tel : 03 - 3986 - 1811  
e-mail:info@agtm.co.jp

当店の通販サイトで3,240円  
お買い上げで粗品進呈。  
通信欄に「法人会4」と記  
入して下さい。  
有効期限：2014年7月20日

世界にはばたく  
アドナー

アドナー株式会社  
PUBLICATION/EDITORSHIP/DESIGN

代表取締役  
若林 正美

東京本社  
〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-36-11-105  
TEL 03-3986-5934 FAX 03-3971-6145  
e-mail address: adoner@hkg.odn.ne.jp  
和光市企画編集室  
〒351-0101 埼玉県和光市白子 2-24-8  
サンライズビル101  
TEL048-461-1645 FAX048-461-1649

# 池袋副都心の産業見本市開催

## 第7回としまものづくりメッセ

2014年3月6日(木)～8日(土)  
サンシャインシティ展示ホールB

池袋副都心の産業見本市である「第7回としまものづくりメッセ」(主催：としまものづくりメッセ実行委員会)が3月6日から8日までの3日間、サンシャインシティ展示ホールBで開催され、実行委員会の一員として豊島法人会も参加しました。

### 過去最多の出展と入場者数

豊島区内の産業の振興を目的として開催しております「としまものづくりメッセ」は、区内の基幹産業である印刷業をはじめ、精密機器、金属製品等の製造業や独自の技術を持った区内企業などがそれぞれ優れた製品や高い技術を一堂に展示する豊島区最大の産業イベントで、関係企業・団体が協力し、今年で7回目を迎えました。過去最多の105社・団体から115ブースが出展した今回は、従来のブースよりも間口を広げ「見やすさ・回りやすさ」に配慮し、今まで以上に商談しやすい会場レイアウトで開催され、3日間の入場者は19,275名を数え、過去最多の入場者数となりました。



大盛況だった豊島法人会のブース

### 租税教育と法人会PR

豊島法人会は「租税教育」をテーマに特設ブースを出展。3日間を通して青年部会がブーススタッフとして参加し、税金クイズ、一億円の重さ体験を実施しました。小学生を対象にした全3問の税金クイズは、379名の方々が挑戦していただき、正解・不正解に一喜一憂するなど、税への関心を深めてもらいました。重さ約10kgの一億円の重さ体験については、米袋を持ち慣れているせい、多くの主婦の方が重さを言い当てていました。またブース内に広報誌、入会申込書、イベント案内チラシを設置し、興味をもたれた方々に持って帰っていただき、豊島法人会のPRにもつながりました。



税金クイズに挑戦



一億円の重さを体験

### 体験教室で科学の素晴らしさを学ぶ

最終日の8日(土)はセミナー会場において、豊島法人会が企画しました体験教室イベント「子どものための科学教室」を開催。長嶋淳氏を講師に迎え、空気圧でボウリングの玉を持ち上げる実験や、風船の威力を実感する実験をしたほか、参加者全員で逆さにしてもこぼれないマジカルコップを作るなど、科学の素晴らしさを楽しみながら体験しました。

大盛況のうちに終えることができました「としまものづくりメッセ」の次回は、2015年3月5日(木)から7日(土)までの3日間行う予定となっております。



科学を楽しみながら体験

紙を通し文化と創造を  
提供する専門店



豊島区東池袋1-1-2  
TEL03-3971-7111  
www.wagami-takamura.com



木は人を生かし  
人は木を生かす

政カネマサ大東株式会社  
代表取締役 天沼友一  
豊島区東池袋五丁目十九番一  
電話03-3988-3544  
FAX03-3988-3544

印刷工場のある  
プリントショップ

紙にもいんさつ  
シャツにもプリント  
マグカップやiphoneCASE  
にもプリントできます。  
自社工場隣接即納対応

ユニバーサル  
プリント工芸(株)

代表取締役 大淵信之  
豊島区雑司が谷3-9-4  
03-3988-3544  
www.univp.co.jp/

空調のご用命は  
株式会社エレコ



エレコはダイキンの特工店です

TEL03-6908-1801  
http://www.eleco.co.jp/  
代表取締役 鈴木義人



# 知りたい！豊島区の明日の姿

2014年3月19日(水) 豊島区民センター文化ホール

3月19日(水) 現在、豊島区の新区庁舎が建設中、1年後の完成に向けて区内の大改造プロジェクトが進行中、そして4月1日より消費税が5%から8%へ引き上げられます。

豊島法人会としてはこの2つの大きな出来事をわかりやすく皆様にお伝えしたいと考え、豊島区のご協力のもと、区民センター文化ホールの提供をいただき、研修会を開催することができました。当日は124名の参加をいただきました。

## もっと知りたい！税のこと

第1部では、「もっと知りたい！税のこと(消費税)」として、豊島税務署 猪狩稔署長より、消費税の引上げに伴い、ご説明をいただきました。内容としましては、なぜ税の引上げが必要なのか、税の意義と役割、国の財政の現状、財政赤字の影響、税制(所得税・相続税・法人税・消費税)の現況、近年の社会・経済の変化、特に高齢化社会の進展に伴い、年金、医療関係の給付が右肩上がりに増加、その結果、社会保障制度の維持して行くことが困難になる恐れがあり、この社会保障の充実・安定化と財政の健全化の2大目標の同時達成を目指すものとして、社会保障と税の一体改革を行い、財政健全化に一定の寄与をするものであることに理解を求めたものとなりました。

後半は、法人課税第一部門 石井幸晴統括国税調査官より、4月から消費税引上げによる円滑かつ適正な転嫁のための注意点について、ご説明をいただきました。内容につきましては、消費税率引き上げの趣旨、転嫁拒否等の行為の是正、転嫁を阻害する表示の是正、総額表示義務の特例、景品表示法の適用除外、転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法適用除外等、具体的な事務手続き処理等、禁止行為等のご説明がありました。

お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、税務署にお尋ねください。

## 街が変わる街を変えるー豊島区大改造プロジェクトー

第2部は、「街が変わる街を変えるー豊島区大改造プロジェクトー」と題し、高野之夫 豊島区長よりお話をいただきました。豊島区未来戦略推進プラン2013を要約しながら、文化を基軸とした豊島区の「新たなブランドづくり」と、様々な施策を展開する拠点としての施設を中心に、現在進められている計画に基づいて、豊島区全体が丸ごと変わっていく姿のご説明がありました。

豊島区では、環境と人にやさしく、また高度の防災機能を備えた安全・安心なまちといった新旧の文化資源を有機的に活用した賑わいのあるまち、誰もが住みたい・訪れた

と思うオンリーワンのまちづくりを進めています。ソメイヨシノの発祥の地、マンガの聖地トキワ荘、新池袋モンパルナス、ふくろう、セーフコミュニティといった「新たなブランドづくり」や、「まちを変える施策の展開」として、新庁舎整備、不燃化特区と特定整備路線の整備、造幣局東京支局跡地の整備、各区立小学校の合併、統合、小中連携併合校舎の整備等、体育館、図書館、スポーツ公園の整備、立教通り、大塚駅周辺の整備などの具体的な解説がありました。

最後に文化を基軸としてまちづくりを総合的にデザインし、発信することで「安全・安心な文化都市」へ加速して行く豊島区について、ご説明をいただきました。

## としま未来へ ミニコンサート

第3部では、1部2部と大切な話の後ではミニコンサートで肩の力を抜きましょう、ということでオペラ歌手 内田裕見子さんの歌と、中川郁子さんのピアノ演奏による「としま未来へ ミニコンサート」が行われました。「春よこい」「すみれの花咲くころ」など全7曲を披露、「としま未来へ」を皆さんと一緒に歌うことができました。

終了後、第一イン池袋にて「名刺交換交流会」が行われ、高野区長にも出席していただき、参加者の方々の交流を深めることができました。

記：小泉裕克  
写真：若林正美



高野之夫豊島区長



猪狩稔豊島税務署長

〒170-0005  
TEL 03-3983-4151  
FAX 03-3983-4151  
豊島区南大塚三丁目五十二番十

今井保全株式会社  
代表取締役 今井文彦  
今井敏弘

計量機器を核に  
生活文化に根ざし、  
社会発展・貢献する企業へ



株式会社 城北石田ハカリ

豊島区西池袋5-16-2  
TEL03-3982-6637

<http://www.jyuhoku-ishida.com/>

東信企業株式会社

〒171-0022 東京都豊島区南池袋三丁目三十一番九一〇一  
ビスハイム池袋一階

FAX TEL 03-3983-4151  
03-3983-4151  
03-3983-4151

ビル総合管理  
生保・損保総合代理店  
一級建築士事務所  
不動産の売買・仲介・賃貸・管理  
事務用機器・贈答品・文房具・たばこ等販売

## 広告募集

豊島法人会員限定

本誌に広告を掲載しませんか。  
1ページ広告からミニ広告(本サイズ)まで用意しております。  
豊島法人会員を中心に4,500部を年間4回発行。  
豊島区の企業や各施設の窓口にも配布ラックを設置しています。  
割引クーポン掲載などもOK。  
詳しくは事務局までお気軽にお問い合わせください。



# 東京都とがん検診に関する意見交換会開催

2014年1月23日(木) 豊島法人会館

健康寿命(要介護となるまでの期間)の延伸には生活習慣病対策が重要であり、1日の多くを過ごす職場での取り組みが必要です。特に東京都の就業者の約9割が被雇用者であることから、職域支援は東京都としても重要な施策として位置付けています。東京都福祉保健局健康推進課の「企業経営者の生の声を聞き、実効性のある連携体制を構築していきたい」という要望により、厚生委員5名が出席し、「がん検診に関する意見交換会」を開催しました。単位会では、豊島法人会が初めての試みになります。

## 都民のがん検診受診率は30%台

平成24年度の調査によると、都民の3人に1人ががんで亡くなっており、40歳代からは死因の第1位となっています。

ところが、都民のがん検診受診率は30%台に過ぎません。がん検診を受けない理由は、「受ける時間がないから」が最も多く、「がんであると分かるのが怖いから」「費用がかかり経済的にも負担になるから」が続きます。

会社での取組について、法定健診については会社が全額負担していますが、オプション検診については、「全額負担している」会社と、「会社が一部負担で、それ以外は個人負担」という会社がありました。自己負担の場合、高額負担なので受診しない人が多いようです。

就業者にも会社でのがん検診と重複して、区市町村より案内が届きますが、会社で検診を実施すれば勤務時間内で受診できます。区市町村の検診を受診する場合は、会社を休む必要があり、なかなか受診につながらないようです。また、年齢により配付される無料クーポンもありますが、対象の年齢以外是一部自己負担になってしまいます。

## 定期的に受診することの重要性

そのような現状を踏まえ、「がん検診を法定健診と同時

実施すると、受診率が上がるのではないか。」「企業が健康づくりに取り組むインセンティブがあるとよい。」といった意見が出ました。

定期的に受診をすることで早期発見・早期治療が可能になり、医療費の抑制につながります。そして、結果的に会社の健康保険料負担の削減にもなります。がん検診の重要性を改めて知ったことで、定期的に受けていなかった厚生委員も「これからは受診してみようと思う」という感想を述べていました。



貴重な意見交換の場となりました

# 常春の楽園でやすらぎのひと時を





Hachijo  
VIEW HOTEL  
八丈ビューホテル



夕食(イメージ)



別館「常春」

予約先  
八丈ビューホテル東京本社営業所  
03-5951-1810  
<http://www.hachijo-v.co.jp/>



# 豊島法人会の 講座セミナー 講座研修会

豊島法人会では、正しい税知識や経営のノウハウを身につけることができる講座や研修会、セミナーなどを各種開催しております。広報誌に同封しますチラシやWEBサイトでご案内しております。ぜひご利用ください！



## 印紙税実務講座

2月20日(木)

豊島法人会館 40名受講



**講師** 渡邊 健一 上席国税調査官  
(豊島税務署法人課税第2部門)

**内容** 日常生活や経済取引に係る印紙税について事例等を含め解説

## 平成26年度の 講座・セミナー・研修会 ラインナップ(予定)

- 6月 源泉所得税基礎講座  
源泉徴収制度の概要、給与所得の源泉徴収事務等
- 6月 税制改正研修会  
平成26年度税制改正の概要等
- 9月～11月 実務簿記講座  
仕訳、元帳記帳から一連の経理事務(商業簿記3級程度)
- 11月 法人税実務講座  
決算と申告事務の基礎知識、申告書記載の仕方
- 2月 印紙税実務講座  
日常生活や経済取引に係る印紙税の実務

時期、内容については変更となる場合がございます。詳しくはチラシやWEBサイトでお知らせします。

# 決算

## 決算法人説明会

正しい決算と申告のためのチェックポイント、税法・通達の改正事項と活用の仕方、決算手続きと申告調整などについて説明を行います。

毎月開催 決算申告月でなくてもご利用できます。

5/28  
(水)

6/20  
(金)

7/23  
(水)

豊島法人会館 豊島法人会館 豊島法人会館

13:30～16:00



# 新設

## 新設法人説明会

新しく会社を設立された方を対象に、法人税・消費税・源泉所得税等に関する基本的な知識や手続きについて説明を行います。

豊島税務署との共催で隔月開催

5/14  
(水)

7/4  
(金)

豊島法人会館

13:30～15:30

## お知らせ

どちらも参加費無料、事前のお申し込みは必要ありません。





女性部会

2月5日(水)/ホテルベルクラシック東京

## 新春税務研修会



研修会には57名が参加しました

猪狩総豊島税務署長をお迎えし、「絵で見る税の歴史」と題し、開催しました。図表を用いた大変わかりやすい説明で、税の歴史に対する造詣を深めることができました。その後の新春交流会では、民謡歌手小沢千月氏を招き、懐かしの民謡で大盛り上がりでした。

青年部会

2月7日(金)~2月11日(火)/ミャンマー

## 海外研修



ジェットロ・ヤンゴン事務所にて(写真:加古博昭)

3泊5日で、11名が参加して、ミャンマーに海外研修に行ってきました。ジェットロ、三菱商事、みずほ銀行の駐在先を回ってお話を聞き、寺院、現地のマーケット、Japanフェスティバル2014などを見学して見識を深めました。(記:五日市文雄)

組織委員会・  
厚生委員会

3月11日(火)/養老乃瀧イベントホール

## ビジネスチャンスセミナー&情報交換会



65名が参加し、労務リスクについて研鑽を積みました

ビジネスチャンスセミナーでは講師にA I Uの平山貴之氏をお迎えし、「中小企業における労務リスク対策」についてお話しいただきました。情報交換会では名刺交換・抽選会など、業種の垣根を越えて親睦を深めました。

経営研究会

3月12日(水)/豊島法人会館

## 障がい者サポート講座



障がい者へのやさしいサポート方法の実演

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会より講師をお迎えし、障がい者への声かけ、手助け方法、障がい疑似体験ならびに補助など、障がい者へのやさしいサポート方法を学びました。

女性部会

3月22日(土)/目白庭園赤鳥庵

## 桜の茶会



28名が参加しました(写真:坂巻公美子)

春の目白庭園にて今年は「桜の茶会」と題し、恒例のお茶会を開催しました。春の陽気に恵まれ、一般の方5名含む28名が参加し、カジュアルな雰囲気、日本の伝統を楽しむことができた1日でした。

池袋西口支部

3月29日(土)/湘南

## 春季日帰り旅行



31名が参加し湘南エリアを堪能しました(写真:若林正美)

池袋西口支部春季日帰り旅行は湘南エリアに行ってきました。リビエラ逗子マリナーで昼食を食べた後、横須賀軍港巡り・鎌倉散策・横浜ベイブリッジの夜景を堪能するなど、交流をより一層深めました。



# 公益社団法人豊島法人会 第3回通常総会の御案内

平成26年6月17日(火)

東京信用金庫本店

豊島区東池袋 1-12-5 (TEL 03-3984-9111)

## 第1部 通常総会 16:00~17:20

### 議事

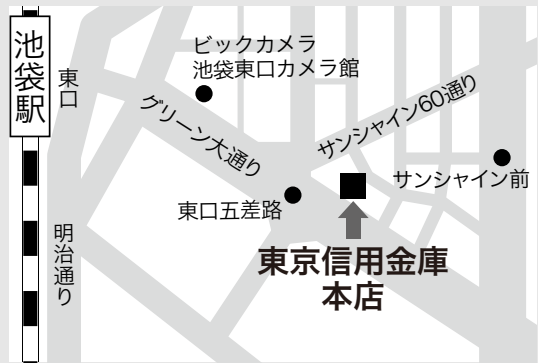
- 第1号議案 平成25年度決算報告承認の件
- 第2号議案 役員選任の件

### 報告事項

- (1) 平成25年度事業報告
- (2) 平成26年度事業計画
- (3) 平成26年度収支予算

## 第2部 懇親会 17:30~19:00

※時間・内容等変更となる場合がございます。



別途、会員の皆様には往復ハガキにてご案内申し上げます。  
 欠席される方は、返信用ハガキにて委任状の提出をお願い申し上げます。

## 中国料理 素平飯店

TEL 03-3910-7144

◆ご宴会・ご会合・ご法事などにご利用下さい。  
**5階宴会場 60名様まで可**

〒170-0002 東京都豊島区巢鴨 2-1-2 太平味のビル 4F



夢をかなえる  
理想の家さがし

OTOWA  
不動産のパートナー  
株式会社 音羽  
代表取締役 南山幸弘

03-3957-5757  
www.otowa-gr.co.jp

〒170-0012  
豊島区上池袋四-三十一  
代表取締役 鈴木孝雄  
株式会社 中西商會

株式会社 遠藤製餡  
http://www.azukicha.com

代表取締役社長 遠藤 眞一  
本社 〒171-0022 東京都豊島区西池袋3-12-8  
TEL 03-3986-2621 FAX 03-3980-1114  
工場事務所 〒189-0003 東京都東村山市久米川町5-36-5  
TEL 042-391-6205 FAX 042-395-1658  
出張所 (関西) (名古屋) (東北)

## WANTED

★会員募集中★



豊島区内の企業を中心に  
約 **4,000** 社  
が加入しています

豊島法人会では新規会員を随時募集しております。詳しくは本誌裏表紙をご覧ください。

# 「豊島区の歴史」驚きの事件史

豊島区図書館専門研究員 伊藤 榮洪

## ②ああ世は夢か

事件は明治35年(1902)3月27日に起こりました。東京麹町に住む印刷工の主婦が11歳の息子を連れて銭湯に行った帰り、砂糖を買い忘れていたことを思い出します。息子に「買ってきて」と頼んで金を渡し、母親は先に家に帰ったのですが、すぐ帰ってくるはずの息子がなかなか帰って来ません。とうとう夜が明けてしまいましたが息子が戻らないので大騒ぎになり、周囲の捜索が行なわれて変わり果てた息子の姿が発見されました。死因は扼殺とされましたが、死体は息をのむ凄惨な様子でした。両眼が抉られ、なぜか、左右の臀部の肉が切り取られていたのです。奇怪な事件で警察も必死の捜索が行なったのですが、犯人逮捕につながらないまま、月日が経ってしまいました。それが意外なことで3年後容疑者逮捕となったのです。

代々木の雑木林で男性の死体が発見され、殺人事件と断定されて被害者の身許が判りました。男性は麹町の薬屋の主人で、家人によれば、土地の儲け話を持ち込んできた野口男三郎(1880-1906)という男と、350円を持って出かけたというのです。捜査によってこの名前の人物が存在しており、事件後急に金回りが良くなっていることがわかりました。その男三郎が周辺に「満州軍司令部の通訳になるので満州に行く」と言っていることを聞き込み、警察は「高飛びを謀っている」と見て飯田町(飯田橋)の駅にいるところで身柄を抑えました。取り調べで、男三郎は本名武林男三郎、野口姓を名乗っていたのは野口寧斎の妹園と結婚しているということと判って、捜査陣は緊張しました。彼の逮捕直前に死亡した野口寧斎の死因に胸部圧迫の疑問があり、犯行の嫌疑もかかったのです。

寧斎は漢詩人として第一等の名声がありました。この情報を知った日露戦争の旅順攻撃の乃木希典第

三軍司令官(晩年は学習院々長)はきっと驚愕したことでしょう。乃木は激戦の様子を「山川草木うたた荒涼、十里風腥し新戰場」などと漢詩の名作に残した寧斎の高弟だったのです。乃木の直接の発言は知られていませんが、第三軍の後方で軍医部長だった森鷗外は、「お園さんが美人だったせいか」と感想を洩らしています。

寧斎はハンセン病を患っていて、「三大病詩人」の一人と呼ばれていました。彼は自分の病気を後に遺すまいと妹にも結婚しないよう言いつけていました。寧斎は男三郎を嫌い、彼が学歴にウソをついていたこともあって、結婚を許しません。男三郎は寧斎の許しを得ようと必死に寧斎に取り入ろうとしていたが、態度を変えない寧斎をついに手にかけてのとはいう疑いが濃くなったのです。さらに、「ハンセン病には人肉が効く」という迷信があったことが、3年前の少年惨殺事件と結びつけられました。臀部の肉が切り取られていた秘密を解く鍵とされたのです。男三郎が鍋とコンロを買って肉を煮て妻と義兄に食べさせたというので、世の中は「肉」に好奇心を募らせ、恐怖の噂で騒然となりました。

男三郎は裁判にかけられ、寧斎殺しと少年殺しは証拠不十分で無罪、薬屋主人殺しで死刑判決となりましたが、恐怖の事実は明らかにならず、謎がのこったまま、男三郎が獄中で作詞したという「ああ世は夢か幻か、獄舎にひとり仮寝の…」の歌が、壮士らのヴァイオリンで巷に流れ出しました。哀切なジントの響きがひろまっていた41年7月2日、男三郎は処刑され、市ヶ谷監獄教誨師の手で雑司ヶ谷法明寺に「武林男三郎」と刻んだ小さな墓が建てられたのでした。

### 伊藤 榮洪 (いとう えいこう)

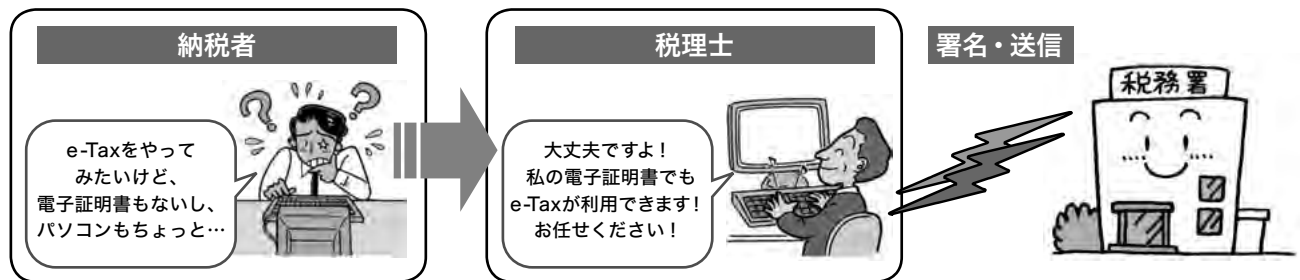
元豊島区史編集委員、現在豊島区図書館専門研究員、西部複合施設検討委員など。郷土史関係の著書に、『東京風土記』『豊島風土記』『豊島区遺跡散歩』などの共著のほか、『雑司ヶ谷霊園マップ』『染井霊園マップ』『ぶらり雑司が谷文学散歩』があり『だれが単小僧を知っているか』『啄木と晶子』『ああ光太郎、智恵子』などの小説・評伝など多数ある。当会公益事業「雑司が谷歴史散歩」「高田目白歴史散歩」でも講師・ガイドを務めた。



## e-Tax(イータックス)の代理送信を御存知ですか? ～税理士が納税者に代わって手続きできます～

e-Taxは、オフィスや税理士事務所からインターネットを利用して申告や納税などの手続きができるシステムです。「e-Taxに興味はあるけど、税金のことは税理士さんに任せているし…」という方は、税理士さんの代理送信でe-Taxを利用できます。

法人税、消費税、源泉所得税の申告等の際には、貴社の顧問税理士に「申告はe-Taxで!」とお願いしてください。



### 代理送信を依頼すると…

- 納税者本人の住基カードなどの電子証明書を取得する必要がありません。
  - 従来と同様に申告書作成に係る会社の手間はかかりません。
  - 代理送信を依頼した手続き以外の「納税証明書」の発行サービスなどは法人自身による手続きが可能です。
  - 「国税ダイレクト納付」を利用すると、税理士による代理送信でも電子納税が利用できます。
- ※ e-Tax は事前に利用開始のための手続きが必要です。なお、利用を開始する際に税務署へ届け出る e-Tax の開始届出書についても、税理士の代理送信で提出ができます。

## 平成26年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成26年度税務職員採用試験」を行います。  
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

### ◇ 受験資格

- ① 平成26年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成27年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込書交付期間 ※できるだけインターネットで申込みをしてください。 <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>  
平成26年5月12日(月)～7月2日(水) (郵送・持参申込用の申込書の交付は、6月26日(木)までで、土・日曜日は除く。)

### ◇ 申込書受付期間

- ① インターネット 申込先 <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>  
平成26年6月23日(月)～7月2日(水)
- ② 郵送又は持参  
平成26年6月23日(月)～6月26日(木)

### ◇ 試験日

- ① 第1次試験 平成26年9月7日(日)
- ② 第2次試験 平成26年10月16日(木)～10月24日(金)のうち、指定する日

※ 詳細については、お気軽に豊島税務署・総務課 (TEL 03-3984-2171 内線202) までお尋ねください。

## 『朝日を浴びて体内時計をリセット』

「日の出前に出勤し、日中はオフィスにこもって出歩くことがない」「休日も明るいうちは外出することがない」といった一日中ほとんど日光にあたらぬ生活や、「夜遅くまで、明るい照明の下で仕事をしたり、パソコンのディスプレイやテレビ画面などを観る」といった夜の時間帯に強い光を浴びるような生活を続けると、「体内時計」が乱れやすくなります。体内時計の乱れは、高血圧や糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を引き起こす危険性が高まり、体にさまざまな悪影響を及ぼすことがわかっています。

体内時計の重要性を知り、上手にコントロールして、健康ではつらつとした毎日を送りましょう。

## 体内時計は体温、血圧、ホルモン分泌などの生体リズムを調整している

ヒトの体には、ふだん時間などを意識しなくても、朝に目覚め、日中は脳も体も活発に活動し、夜になると体が休息を求め眠りにつくというような、自然に備わっているリズムがあります。このようなおおよそ24時間で繰り返されるリズムを「概日リズム（日周リズムあるいはサーカディアンリズムともいう）」といいます。

ヒトの体には概日リズム（睡眠と覚醒、体温や血圧・脈拍の日内変動、ホルモンの分泌など）のほか、90分周期のリズム（レム睡眠とノンレム睡眠など）、30日周期のリズム（月経、皮膚の新陳代謝など）、1年周期のリズム（年齢）など、一定の周期を刻むさまざまなリズム（生体リズム）があります。体内で日々繰り返して行われるさまざまな生体リズムの活動は、生命を維持していくためのたいへん重要なシステムといえます。

これらの生体リズムを調整する役割を担っているのが「体内時計」です。

## 体内時計は朝の太陽の強い光によってリセットされる

近年、体内時計は皮膚、肝臓、心臓、血管などあらゆる部位にそれぞれ備わっており、その体中に備わっている体内時計に指令を出しているメインの体内時計が、視床下部の視交叉上核（しこうさじょうかく）という部分にあることがわかってきました。視交叉上核にある体内時計は他の体内時計をコントロールする働きを持っていることからマスタークロック（主時計）と呼ばれています。

実は、生体リズムのそれぞれの周期は機械の時計のように正確ではありません。たとえば、概日リズムの周期はちょうど24時間ではなく24時間数分～数十分であり、個人差があります。これが、概日リズム（おおよそ1日のリズム）と名づけられている理由なのですが、この数分～数十分の周期のずれ

を修正しないまましていると、24時間かけて自転する地球の周期（生活サイクル）とどんどんずれていくことになります。

このずれを生活サイクルの周期と合わせるように修正するカギになるのが朝の太陽の光です。朝日を浴びることで眠から入った太陽の光の情報を、網膜を通して視交叉上核が受け取ると、視交叉上核にある体内時計がリセットされ、24時間という一定のリズムに調整されるのです。リセットされた情報は、すぐさま全身の体内時計に伝達されます。

## 体内時計の乱れは高血圧や糖尿病などの誘因にも

不規則な生活を送ることで体内時計は簡単に乱れてしまいます。体内時計の乱れに最も影響を受けやすいのが睡眠です。

朝の強い光の情報によって体内時計がリセットされると、その信号により眠りを促す睡眠ホルモン「メラトニン」の分泌が抑制されます。メラトニンは抑制されてから14～16時間後に再び分泌され始め、メラトニンの分泌量が増えるとその作用で深部体温が低下し眠くなります。これが「朝の強い光」と「体内時計」と「睡眠」の正しい関係です。ところが、夜中に照明やパソコン・テレビの画面などの強い光を浴びてしまうと、夜にメラトニンの分泌量が減少することになり、睡眠覚醒リズムが乱れ、不眠などの睡眠障害の原因となります。

不眠は、肥満、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病などに悪影響を及ぼし、また、脳卒中や心筋梗塞など命にかかわる病気を引き起こす危険性も高まります。

体内時計の乱れは、睡眠だけではなくホルモンバランスや自律神経の働きのリズムにも影響を及ぼし、食欲や意欲の減退などの体調不良を引き起こしたり、骨粗しょう症、がん、抑うつなどの原因になったりすることがわかっています。



体内時計を、毎朝、一定の時間にリセットすることが、健康の維持には大切です。そのためには、「朝起きたら必ず朝日を浴びる」「日中はできるだけ外出して光を浴びる時間をつくる」「夜は強い光をできるだけ浴びない」など、生活に光のリズムを取り入れる工夫をしてみましょう。

また、「起きる時間を毎朝一定にする」「朝食は毎日欠かさずとる」「3食規則正しい時間にとる」などの生活リズムを整えることも体内時計の乱れを防ぐためには大切です。

## &lt;参考資料&gt;

『快眠マネジメント』（監修/グッドスリープ・クリニック院長 医学博士 齋藤恒博、管理栄養士 横浜創英短期大学教授 則岡孝子、制作/社会保険研究所）ほか

記事提供：ティーベック株式会社 原稿：社会保険研究所 協力：大同生命保険株式会社

## さあ、毎年続けて健診を受けて、体の調子を整えましょう！

40歳以上の方は毎年1回健診を受けることができます。

健康保険者は、毎年の定期健診を特定健康診査（特定健診）という名称で案内し、定期健診を実施しています。40歳～74歳までの健康保険加入者は継続的に健診を受けることができます。

豊島区国民健康保険に加入の方	対象者には、5月末より順次、無料受診券（黄色い大封筒）を送ります。
社会保険や健康保険組合等に加入の方	職場健診が特定健診を兼ねている場合があります。ご家族の方の健診は、それぞれの保険者によって実施方法が違いますので、早めに加入している保険者に確認しましょう。

40歳を過ぎたら、見えない体の変化の加速度が増します。毎年健診を受けて、血液検査の数値の変動を知ることで体の変調を早期に発見し、早いうちからの生活習慣を見直していきましょう。

問合せ 豊島区地域保健課 3987-4660



知っていましたか？

# 豊島区のがん検診は 無料なんです！



自覚症状が出る前に、定期的な健診が重要です。  
 <問合せ> 豊島区地域保健課 ☎3987-4660

申込みが必要な健診 電話での申込みができます！ \*年齢基準日平成27年3月31日現在

### 胃がん検診

(胃部X線(バリウム)検査)  
30歳以上の方

### 肺がん検診

(胸部X線・胸部CT検査)  
40歳以上の方

### 大腸がん検診

(便潜血反応検査)

■30～39歳の方は要  
申込み。

■40歳以上の方には  
受診券が届きます。

### 前立腺がん検診

(PSA(血液)検査)

50～74歳の  
偶数年齢男性

■特定健診対象者には  
受診券が届きます。

#### 上記2つの電話お申込み

豊島健康診査センター ☎5974-3511  
 (上池袋2-5-1 健康プラザとしま6階)

◇受付・・・月～金曜日 午前8時30分～  
 午後5時15分  
 土曜日・第4日曜日 午前8時30分～  
 午後4時

\*胃と肺のがん検診は同日には実施できません

#### 上記2つの電話お申込み

豊島区地域保健課 ☎3987-4660  
 (東池袋1-20-9 池袋保健所4階)

◇受付・・・月～金曜日 午前8時30分～  
 午後5時15分

#### その他の申込み方法

##### 必要事項

- ①希望のがん検診名
- ②氏名(ふりがな)
- ③〒と住所
- ④生年月日(年齢)
- ⑤性別
- ⑥電話番号

はがきの場合・・・〒170-0013 東池袋1-20-9

「豊島区地域保健課保健事業グループ」宛

ファクス・・・03-3987-4110 ヘファクスしてください。

窓口・・・池袋保健所4階 2番窓口または、長崎健康相談所へ  
 直接お越しください。

パソコン・・・区のホームページトップページから  
 「電子申請>電子申請手続き一覧>がん検診申込み」

携帯電話・・・右記二次元コードからアクセスしてください。



#### 申込みが不要な検診 \*年齢基準日平成27年3月31日現在

### 子宮頸がん検診

(頸部細胞診・内診)

20歳以上の  
偶数年齢女性

■受診券が届きます。  
 <30・36・40歳の方は、  
 HPV検査を同時実施>

### 乳がん検診

(視触診・マンモグラフィ

(乳房X線)検査)

40歳以上の  
偶数年齢女性

■受診券が届きます。

### 40歳以上の 大腸がん検診

(便潜血反応検査)

40歳以上の方

■受診券が届きます。

### 胃がんリスク検診

(血液検査)

■20・40歳の方のみ  
 7月末に受診券が届  
 きます。  
 ただし、40歳の国保  
 加入者は、特定健診と  
 同時に受診できます。

# 東京都豊島都税事務所からのお知らせ

～法人事業税・個人事業税の減免～

## 中小企業者向け省エネ促進税制

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

### 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者★ ★資本金1億円以下の法人、個人事業者
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具★） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム） ★LED誘導灯器具（例：避難口誘導灯等）は、平成25年7月1日以後取得し、減免申請期限までに指定を受けたものが対象となります。
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）平成26年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

### 【お問い合わせ先】

#### ●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- 主税局課税部法人課税指導課法人事業税係 **03-5388-2963**
- 豊島都税事務所法人事業税第一係 **03-3981-1211**（代表）
- \*主税局ホームページに、各種様式や制度のQ&Aを掲載しています。

#### ●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

主税局 環境減税 検索

「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」 **03-5388-3408**

## 東京都自動車税コールセンターをご利用ください

東京都主税局では、自動車税に関するお問い合わせ窓口として、東京都自動車税コールセンターを設置しています。

自動車税に関するお問い合わせは、下記の東京都自動車税コールセンターをご利用ください。

### 【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター **03-3525-4066**  
平日 午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）





# 4月から固定資産税にかかる土地・家屋の価格などが ご覧になれます(23区内)

- ◆ 縦覧期間 平成26年4月1日(火)から6月30日(月)まで(土・日・休日を除く)
- ◆ 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- ◆ 縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方> 平成26年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容> 所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

(注) 納税通知書は6月2日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、ホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

## 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税(23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	—
電子納税	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付 ○見込納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	—

### 利用手続についてのお問い合わせ

eLTAX ホームページ

<http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

eLTAX ヘルプデスク

0570-081459 (PHS・IP電話をご利用の場合: 045-759-3931)

月~金 午前8時30分~午後9時

(土・日・祝祭日、年末年始 12/29~1/3は除く)

### <申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】

事業所税 : 新宿都税事務所 03-3369-7151 (代表)

その他の税目: 豊島都税事務所の各税目担当係 03-3981-1211 (代表)

【電子納税】 豊島都税事務所の徴収管理係 03-3981-1211 (代表)



eLTAX イメージキャラクター エルレンジャー

# 平成26年度 税制改正大綱

## 中小企業投資促進税制や 交際費課税の拡充など 法人会の改正要望が実現!

政府は、平成25年12月24日に平成26年度税制改正大綱について、閣議決定しました。デフレ脱却・経済再生に向け、中小企業投資促進税制や交際費課税の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制措置などが盛り込まれました。また、復興特別法人税が1年間前倒しで廃止されることとうたわれています。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### ■中小企業投資促進税制の拡充

生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却または税額控除が認められます。

#### ■生産性向上設備投資促進税制の創設

生産性向上設備等を取得して事業の用に供した場合は、特別償却又は税額控除が認められます。平成28年3月末までに取得したものであれば即時償却が認められます。

#### ■交際費課税制度の拡充

大法人は、交際費の額のうち飲食費用の50%について損金として認められることとなります。なお、中小法人については、従来通り800万円までを全額損金算入する方法と、飲食費用の50%を損金算入する方法との選択適用が可能となります。平成26年4月1日以後開始する事業年度から適用となります。

#### ■復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税が1年間前倒しで終了することとなります。

#### ■所得拡大税制の延長及び要件の緩和

平成25年度の税制改正で創設された所得

拡大税制の適用年度が2年延長され、従来5%以上とされていた給与支給増加割合が、平成27年3月末までに開始する事業年度(平成25年度・平成26年度)については2%以上まで引き下げられ、非常に使いやすくなります(27年度は3%以上)。現在進行中の年度から、改正の影響を受けるので注意が必要です。

#### ■民間企業によるベンチャー投資促進税制の創設

特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けたファンドへ投資を行った場合に、その投資額の80%までを準備金として積み立てることで、損金算入が認められます。平成26年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

#### ■国家戦略特別区域における税制優遇措置の創設

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度が創設されます。

### 所得税関係

#### ■給与所得控除の見直し

平成25年分から給与収入が1500万円を



超えた場合は、給与所得控除の金額は245万円が上限となりました。それが、平成28年分は給与収入1200万円を超える場合、給与所得控除は230万円に、平成29年以後は給与収入1000万円を超える場合、給与所得控除は220万円に上限が引き下げられます。

### ■NISAの利便性向上

1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更が認められるとともに、NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座の再開が認められます。

### ■ゴルフ会員権・リゾート会員権等の譲渡損失の損益通産廃止

平成26年4月以降は、ゴルフ会員権・リゾート会員権等を売却した場合の損失を他の所得と通算することが認められなくなります。

## 相続税関係

### ■医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

認定医療法人の出資持分を相続又は遺贈により取得した場合、一定の場合に相続税額のうちその認定医療法人の持分に対応する相続税額について、納税猶予が認められます。また、計画通りに持分のない医療法人に移行した際には、その猶予額が免除されます。

認定医療法人について、他の相続人の持分放棄により課税される経済的利益に対する贈与税について、納税猶予を認め、計画通りに持分のない医療法人へ移行が完了すれば、その猶予額が免除されます。なお、認定を受けられる期間は、認定制度の施行の日から3年以内とされています。

## 消費税関係

### ■簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度におけるのみなし仕入率が、従来の5種類から6種類に変更になります。のみなし仕入率は、第1種は90%、第2種は80%、第3種は70%、第4種は60%、第5種が50%と従来通りで、新しくできた第6種は40%となります。この改正は、平成27年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

なお、不動産業は、従来は第5種に分類されていましたが、改正後は第6種事業に分類されることとなります。また、金融保険業は、従来は第4種に分類されていましたが、改正後は第5種に分類されることとなります。

## その他

### ■車体課税の見直し

- ・自動車重量税  
平成26年4月からエコカー減税が拡充され、経年車に対する課税が強化されます。
- ・自動車取得税  
平成26年4月から自動車取得税の税率が引き下げられます。
- ・自動車税  
環境負荷の大小による自動車税の特例措置(いわゆる自動車税のグリーン化)が拡充のうえ2年延長されます。
- ・軽自動車税  
平成27年4月以後に新規取得される新車について、軽自動車税が引上げられます。  
平成28年4月から経年車重課制度が導入されます。

### ■国際課税原則の見直し

非居住者・外国法人に対する課税原則が、総合主義から帰属主義へ変更になります。

### ■地方法人課税の見直し

法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、新たに「地方法人税(仮称)」(国税)が創設されます。地方法人特別税(国税)については、規模が縮小され法人事業税に還元されます。「地方法人税」はその全額が地方交付税の原資に繰り入れられ、地域間の税収偏在の是正に充てられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



# ふくろう回覧板 ~支部別会員リレーコラム~

花を支之る枝、枝を支之る幹、幹を支之る根、根は見之ないんだなあ。

「人は足から死んでいく」これはあの有名な「きんさんぎんさん」が常々言っていた言葉だそうです。足腰が弱る事の大変さをよくご存じだったのですね。足腰が弱るから歩けなくなるのでしょうか？私は、歩かないから足腰が弱くなり結果、歩けなくなるのだと思うのです（病気や後遺症などは別ですよ ^-^）。元気な時は「歩くのは疲れる」と歩くよりタクシー、階段よりエスカレーターを使っちゃいますよね。でもいざ歩けなくなってしまうと「歩きたい」と切実に思うものです。当施設では、歩行が不安定な方にポールウォーキングを認定資格者が指導しています。最近街中でもよくみかけますね。2本のポール(スキーのストックのようなもの)を交互に突きながら歩きます。歩幅も広がり姿勢も良くなり何も持たずに歩くより楽で、杖を持つ両腕を振って歩くので全身運動にもなります。整形外科でも取り入れている健康法です。



健康的な加齢の定義を「サクセスフル・エイジング」といい、4つの生活習慣がこのサクセスフル・エイジングには欠かせません。「喫煙しない」「適度に果物と野菜を摂取する」「適度にアルコールを摂取する」「定期的に運動をする」。これら一つひとつを個別に守るよりも、複数を組み合わせることによって健康的に年を取る可能性は高くなると考えられています。枝に栄幹を支え枝に栄養を送り花を咲かせている大切な根っこは目に見えないですが、今から少しづつでも「根っこ」を大切にしている生活習慣を始めて見てはいかがですか？



株式会社ウェルネスセントラルケア 笠原美穂

▶▶ 次回は東池袋上池袋支部の会員からのコラムの予定です。

Have a break!

## 広報委員会コラム



### 未来に向けた自分づくり

「第7回としまものづくりメッセ」に行ってきました。豊島法人会をはじめ地元の多くの企業が出展し、なかには豊島区伝統工芸保存会や造幣局など普段なじみのない団体のブースもあり、興味深く楽しいイベントでした。造幣局でご当地(広島)500円硬貨を千円で購入し、あがつまタオルでは超高級タオルを格安で入手、江戸提灯は悩んだ末に次回にしました。

その中でひときわ異彩を放っているブースを見つけました。『豊島区立千登世橋中学校 ロボット部』、現役の中学生による出展です。顧問の桐生征臣先生から興味深い話を伺ったのでご紹介します。

千登世橋中開校当時は21の部活があり、多くの生徒が大会やコンクールで活躍するなか、運動や芸術、勉強が苦手な生徒でも活躍できる場として桐生先生がロボット部を立ち上げたそうです。最初の部員は、おとなしく、あまり目立たない、でも素直でやる気のある四人だったそうです。『夢は大きい方が良い』と言うことで、「創造アイデアロボットコンテスト：通称ロボコン」での全国制覇を目標に定めロボット部の活動が開始されました。

初めて出場した大会では、残念ながら2回戦で敗退。しかし、試合後に生徒たちは「先生、今度は絶対負けたくないよ！」と目を輝かせて宣言したそうです。その時に桐生先生は「ロボコンでこの生徒たちを変えることができる」と確信され

たそうです。1年後には関東甲信越大会で3位入賞し全国大会出場を果たし、ロボット部誕生から12年間で、都大会10連覇、全国大会6年連続出場、平成24年度にはその功績が評価され文部科学大臣賞を受賞するまでに至ったそうです。

また、多くの子供たちにもロボコンやモノづくりの楽しさを伝える目的で、いろいろなイベントにも参加し、今年はそのづくりメッセ以外にも「Maker Faire Tokyo 2013」(日本科学未来館)、「豊島区中学校文化部作品フェスタ2013」(区民センター)に参加しています。

桐生先生は「ロボコンは、単なるものづくりではなく、未来に向けた自分づくりとの信念のもと、生徒たちには目の前の課題に真っ向から立ち向かい、自分の目標や夢を実現できる人になってほしいと願って日々指導している」とのこと。

次回のものづくりメッセではロボット部のブースにも立ち寄り、声をかけて、出来たら飲み物でも差し入れをお願いいたします。『いまどきの若いやつらは、すばらしい!』



記：今宮 忠則



設置協力企業・場所  
(2014年4月現在)

豊島法人会広報誌 TOSHIMA は、年4回発行しております。  
法人会員の方々には無料送付させていただいております。  
また、一般の方でもお楽しみできるように、  
豊島区内のお店の店頭、会社の受付窓口などに設置しております。

次回発行は平成26年7月末ごろ予定

Summer 2014  
No. 230

夏号

- 第3回通常総会
- 豊島区の歴史—驚きの事件史 etc

■東池袋

紙のたかむら	東池袋 1-1-2
大同生命保険(株)池袋支店	東池袋 1-5-6 アイケアビル 8F
東京信用金庫本店営業部	東池袋 1-12-5
豊島区民センター	東池袋 1-20-10
巣鴨信用金庫東池袋支店	東池袋 1-25-10
(株)プリオ	東池袋 2-7-4 桜井ビル 4F
(有)東峰フォト	東池袋 3-1-3 サンシャインワールド インポートマート 1F

■南池袋

高村紙業(株)	南池袋 2-22-1
エニータイトみざわ	南池袋 2-23-4
(有)ヴィテス	南池袋 2-32-13
東信企業(株)	南池袋 3-13-9-101
珈琲倶楽部見聞録	南池袋 3-18-37 日刊広告社第一ビル 1F

■西池袋

豊島都税事務所	西池袋 1-17-1 豊島合同庁舎
城北興業(株)池袋演芸場	西池袋 1-23-1
勤労福祉会館	西池袋 2-37-4
東京商工会議所豊島支部	西池袋 3-27-12 池袋ウエスト パークビル 9F
豊島税務署	西池袋 3-33-22

■池袋

サンシャイン国際商事(株)	池袋 2-10-3 絆ビル 2F
巣鴨信用金庫池袋支店	池袋 2-48-1
(有)青木商事	池袋 2-61-8 アゼリア青新ビル

■池袋本町

あがつまタオル(有)	池袋本町 1-6-2
巣鴨信用金庫池袋本町支店	池袋本町 2-15-14
東京シティ信用金庫池袋本町支店	池袋本町 2-39-12

■南大塚

(有)いろは寿司	南大塚 2-19-12
巣鴨信用金庫大塚支店	南大塚 2-35-5
南大塚地域文化創造館	南大塚 2-36-1

朝日信用金庫大塚支店	南大塚 3-1-1
(株)フレンドシップインターナショナル	南大塚 3-43-12 アライビル 3F

■北大塚

(株)エスイージェー	北大塚 1-16-6 大塚ビル 2F内
巣鴨信用金庫北大塚支店	北大塚 2-20-1

■巣鴨

太平商事(株)	巣鴨 2-3-6-501
巣鴨信用金庫本店営業部	巣鴨 2-10-2
(株)ながしま	巣鴨 3-28-7
巣鴨地域文化創造館	巣鴨 4-15-11

■駒込

(有)ティエ・エヌ・コンサルティング	駒込 1-12-16 レジデンス六義園 1F
駒込地域文化創造館	駒込 2-2-2
日輸工業(株)	駒込 2-3-1 六興ビル 6F
巣鴨信用金庫駒込支店	駒込 3-3-20
巣鴨信用金庫駒込支店染井銀座出張所	駒込 6-34-6

■目白

(株)秀芽	目白 2-2-1
-------	----------

■雑司が谷

雑司が谷地域文化創造館	雑司が谷 3-1-7
ユニバーサルプリント工芸(株)	雑司が谷 3-9-4

■長崎

巣鴨信用金庫椎名町支店	長崎 1-20-8
小幡解体興業(株)	長崎 2-15-8

■南長崎

東京信用金庫椎名町支店	南長崎 3-2-14
東京信用金庫東長崎支店	南長崎 5-28-4
システム・シャイン・サービス(株)	南長崎 6-8-10

■要町

東京信用金庫要町支店	要町 1-1-1
------------	----------

■千早

千早地域文化創造館	千早 2-35-12
-----------	------------

広く情報を発信していくために、広報誌の設置場所のご提供をお願いできませんか。お店の店頭、会社の受付窓口など、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。詳しくは、豊島法人会事務局までお問い合わせ下さい。

# 新規会員のご紹介

# NEWCOMER

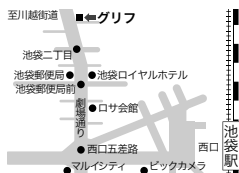
順不同

## 株式会社グリフ

入会 平成25年12月  
代表者名 高田 幸男  
業種 広告代理業  
所在地 豊島区池袋 2-67-1  
シティハウスノヴァ 201  
TEL 03-5985-8311  
URL <http://www.interior-plus.jp/>

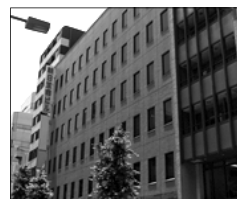


家具インテリア系の広告・企画・販売を行っています。家具イベントの告知サイト「インテリアプラス」を運営しています。



## 株式会社ゼネット

入会 平成25年11月  
代表者名 四元 一弘  
業種 システム開発・構築、  
研修サービス  
所在地 豊島区南池袋 2-30-17  
朝日生命南池袋ビル 2F  
TEL 03-5979-1621  
URL 会社:<http://www.zenet-web.co.jp/>  
Xlabo:<http://www.xlabo.jp/>



信頼あるシステム作り、EQベースの学びの場Xlaboを提供。システム開発、ITコンサル、人材育成のご相談はゼネットへ。



# 事務局からのお知らせ

## 移転・休廃業その他変更点がございましたら

専用の届がございますので、事務局までお問合せください。また、届がない場合、年会費が発生してしまいますので、お早めにご連絡ください。

## 一般定期健診・生活習慣病健診について

豊島法人会では（一財）全日本労働福祉協会と提携し、会員やその従業員・ご家族を対象に健康診断の積極的な受診を推奨しています。夏・春の年2回実施しており、会員特別価格でご利用いただけます。開催日、お申込については（一財）全日本労働福祉協会より封書でご案内します。

## 年会費は口座振替が便利です

口座振替ご希望の方は、事務局までお問合せください。「預金口座振替依頼書」を送付いたします。また、ご登録いただいている口座に変更が生じた場合もご連絡ください。

## 決算シールについて

従来、決算法人説明会の「ご案内」に同封しておりました「決算シール」については本誌裏表紙に印刷されている「豊島法人会会員証」を切り取って、会員番号ご記入の上、申告書に添付してください。会員番号は発送時の宛名台紙に記載しております。



## 東京ディズニーリゾート® マジックキングダムクラブ・特別利用券について

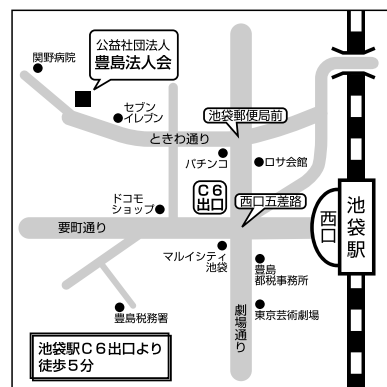
豊島法人会では、会員の皆様の福利厚生の一助として『マジックキングダムクラブ』に加入しています。メンバー専用1DAYパスポート「マジックキングダムクラブ・パスポート」の購入特典などがご利用できますので、ご家族、社員の方への福利厚生にご利用ください。

4月より、新たな有効期限のマジックキングダムクラブメンバーシップカードの配付を開始しております。3月以前に発行されたカード（有効期限：平成26年3月末）については更新手続きが必要になります。更新手続きには、旧カードをお持ちください。（旧カードを紛失された方は再発行の手続きとなります。）

また、平成26年度東京ディズニーリゾート「特別利用券」の配付も開始致しました。できるだけ多くの会員の皆様にご利用いただきたく、本年度より1社当たりの配付枚数を5枚に変更となりました。数に限りがございますので、お早目にお申込み下さい。特別利用券の有効期限は平成26年4月1日～平成27年3月31日（1年間）となります。特別利用券の有効期限は平成26年4月1日～平成27年3月31日（1年間）となります。

## お問い合わせは事務局まで

公益社団法人  
豊島法人会事務局  
〒171-0014  
豊島区池袋 2-32-4  
TEL 03-3985-8940  
FAX 03-3985-5718  
info@toshimahojinkai.or.jp  
www.toshimahojinkai.or.jp



# 法人会スケジュール SCHEDULE

## 5月

12日(月)	16:00～19:20	女性部会春季研修会・平成26年度年次報告会	ホテルベルクラシック東京
14日(水)	14:00～15:30	新設法人説明会	豊島法人会館
15日(木)～28日(水)		新池袋モンパルナス西口まちかど回遊美術館2014	豊島法人会館他
19日(月)	17:00～	経営研究会平成26年度年次報告会	サンズキッチン
23日(金)	16:00～18:45	源泉部会研修会・平成26年度年次報告会	養老乃瀧池袋ビル
28日(水)	13:30～16:00	決算法人説明会	豊島法人会館

## 6月

2日(月)	14:00～16:00	源泉所得税基礎講座①	豊島区勤労福祉会館
5日(木)	14:00～16:00	源泉所得税基礎講座②	豊島区勤労福祉会館
17日(火)	16:00～19:00	第3回通常総会	東京信用金庫本店
20日(金)	13:30～16:00	決算法人説明会	豊島法人会館
26日(木)	14:00～15:30	税制改正研修会	豊島区勤労福祉会館

## 7月

4日(金)	14:00～15:30	新設法人説明会	豊島法人会館
18日(金)～20日(日)		東京フラフェスタ in 池袋 2014	池袋西口公園他
23日(水)	13:30～16:00	決算法人説明会	豊島法人会館

※日時・内容等については変更となる場合があります。最新情報は豊島法人会WEBサイトでご確認下さい。

# 東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を計画的に準備できます。

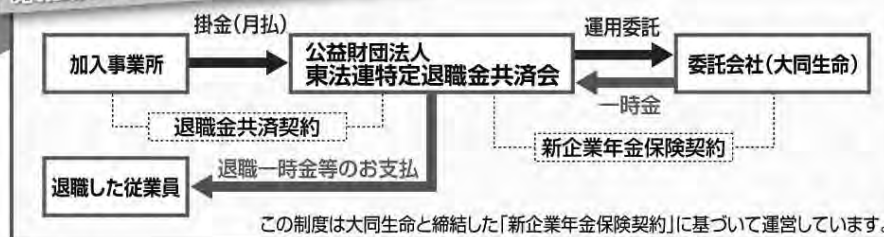


優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

## 特退共済制度の⑤つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

## 東法連特退共済制度の仕組み



## 公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・  
お問い合わせは

**TTK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階  
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642  
http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp



第5回租税教育イベント.....	02
第17回目白ロードレース.....	03
第7回としまものづくりメッセ.....	04
知りたい! 豊島区の明日の姿.....	05
東京都とのがん健診に関する意見交換会.....	06
法人会の講座・セミナー.....	07
法人会活動フラッシュ.....	08
第3回通常総会のご案内.....	09
歴史コラム 驚きの事件史.....	10
豊島税務署から.....	11
健康コラム.....	12
豊島区保健福祉部から.....	13
豊島都税事務所から.....	14
平成26年度税制改正大綱.....	16
ふくろう回覧板 広報委員会コラム.....	18
新規会員紹介 法人会事務局からのお知らせ.....	20
法人会スケジュール.....	21
編集後記.....	22



■ COVER PHOTO ■

神田川の桜  
(写真:若林 正美)

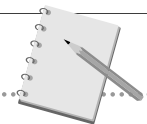
■ 法人会の趣旨は…

法人会とは、よき経営者をめざす100万社の会員組織です。法人会でのさまざまな業種の人との出会いは、新しい仕事のつながりをうみだします。法人会は、公正な税制の実現のため経営者の声を国へアピールしています。

■ 法人会のシンボルマークとは…

中心の円は、「法人会」のコア(核)である「よき経営者をめざすものの団体」を表しております。そのコアのもとに集まる「人」の姿を「法人会」の頭文字「h」に合わせ、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを、力強く象徴しています。

**編集後記**



この編集後記を書いているのは3月末の3連休で、巷では消費増税直前の駆け込み需要を煽る販売合戦が繰り広げられています。大手スーパーの西友ではラップ3年分(60本)を『男気買い』と称して販売しているとかで、お祭り騒ぎの様相を呈しています。そして、この号が皆様のお手元に届く頃には消費税が8%になっていますが、果たしてどのような変化と実感があるのでしょうか。

それでも今まだ増税の通過点でしかないとしたら、2015年9月に予定されている増税10%を視野に入れ、消費者も供給者も慎重に対策を練っていかなくてはならないのかも知れません。ずいぶん前にマクドナルドのメニューボードに「スマイル0円」と書かれていたことがありましたが、サービスに消費税はかかりませんので、私は、零細企業だからこそできるおもてなしの心で企業努力を重ねてゆきたいと思います。

広報誌も皆様により親しんでいただけるよう広告掲載サービスを始めました。残念ながら0円とはいきませんが、多くの会員企業様にご利用いただけるよう掲載料を安価に抑えていますので、ぜひご活用ください。

記: 第228号編集キャップ 坂巻 公美子

# 豊島法人会のご案内

## 法人会に入会すると

- 保険共済や福利厚生制度を利用して、会社のため、経営者のため、従業員のために様々な制度を活用できます!
- 各種の懇親会、異業種交流会、地域貢献活動などの参加により、会員相互の親睦を深め、さまざまな業種の経営者との出会いを通して、新たな事業展開のヒントを得るチャンスにもなります!
- 各種研修会・セミナー・講演会等に参加でき、税務・経済・経営に関する様々な知識を学ぶことができます!

### 保険共済

さまざまな事故や病気から経営者や従業員を守るために、団体割引による割安な制度や、独自の制度を開発・提供しています。

- 経営者大型総合保障制度
- ビジネスガード (業務災害総合保険)
- 法人会がん保険「DAYS」

### 異業種交流

各種研修会や異業種交流会を開催し、会員相互の親睦や、さまざまな業種の人との出会いの場を提供しています。

- 異業種交流会
- 企業セミナー ... 等



### 福利厚生

見学会・旅行・各種イベント、ボーリング・ゴルフ大会等、経営者はもちろん、従業員の皆さんも充実した福利厚生制度を活用できます。

- 東京ディズニーリゾート®マジックキングダムクラブ・特別利用券
- 生活習慣病健診・一般定期健康診断 ... 等

### 研修・セミナー

正しい税知識や経営のノウハウを身につけることができます。

- 源泉所得税基礎講座
- 実務簿記講座
- 法人税実務講座
- 税務研修会
- 税制改正研修会
- 印紙税実務講座 ... 等

### 社会貢献

体験学習支援や環境美化などのボランティア、地域振興のための多様な社会貢献活動に取り組んでいます。

- 租税教育イベント
- 「中学生企業体験学習」への協力
- 豊島区マナーアップ キャンペーン ... 等

### その他

- 委員会・部会活動に参加
- 広報誌「TOSHIMA」(年4回)の無料送付
- 豊島法人会ホームページによる企業紹介(準備中)

**【会費】** 会費は、資本・出資・基本金に応じ、下記のとおり定められており、貴社指定の民間金融機関、又は郵便局の口座から、年1回振替えとなります。

区分	資本・出資・基本金(円)	年額	区分	資本・出資・基本金(円)	年額	
正会員	300万以下	6,000円	正会員	管内に事業所を有する法人、 医療法人、学校法人、宗教法人、 NPO法人、公益法人 等	12,000円	
	301万～ 999万	8,400円		子会社	イ 広報、資料を送付する	6,000円
	1,000万～ 1499万	9,600円			ロ 広報、資料を送付不要	2,400円
	1,500万～ 2,499万	12,000円	賛助会員		イ 法人(管内の支店法人)	12,000円
	2,500万～ 4,999万	24,000円		ロ 法人(管外)・個人	6,000円	
	5,000万～ 9,999万	36,000円				
	1億円以上	60,000円				

### 【個人情報の取扱いについて】

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

「個人情報取扱いに関するポリシー」に同意いただけない場合、また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは事務局までお願いいたします。

公益社団法人豊島法人会 個人情報取扱い係

e-Tax 推進宣言の会

公益社団法人  
豊島法人会

〒171-0014 豊島区池袋 2-32-4  
TEL. 03-3985-8940  
FAX. 03-3985-5718  
info@toshimahojinkai.or.jp  
http://www.toshimahojinkai.or.jp/



## 入会申込書

平成 年 月 日

公益社団法人豊島法人会会長 殿

貴会の趣旨に賛同し入会申込みを致します。

(フリガナ) 法人名		
(フリガナ) 代表者名 (役職)		
所在地	(ビル、マンションの名称、号棟、室番号までご記入下さい。)	
電話番号	FAX番号	
e-mailアドレス		ホームページアドレス
業 種	資 本 金	決 算 期

### 法人会記入欄

No.	開始日	区分
支部	地区	入力日
口座振替	書類一式	青年 女性 源泉 経営 支部 担当役員
備考		



←詳細はP23(裏面)をご覧ください

# 豊島法人会に入会しませんか？

豊島区の企業4000社が加入している団体

## 豊島法人会のご案内

**法人会**は1947年に設立された「正しい税知識を身につけたい、もっと積極的な経営をめざしたい、社会のお役に立ちたい」そんな経営者の皆さんの全国組織です。現在、約100万社の会員企業、41都道府県に442の会を擁する団体として、大きく発展しています。

私たち**豊島法人会**は1950年に設立された社団法人です。2012年に公益社団法人となり、現在、豊島区の企業約4000社余りが会員となり、「広げよう明日につながるビジネスチャンス ひと・情報・地域」のスローガンのもとさまざまな活動を行っています。

事業主なら  
誰でも会員に  
なれます

会員になると様々なメリットが受けられます



広げよう明日につながるビジネスチャンス  
ひと・情報・地域

郵便はがき

1 7 1 8 7 9 0

1 7 9

料金受取人払郵便

豊島局承認

5660

差出有効期間  
平成26年10月  
14日まで  
(切手不要)

豊島区池袋 2-32-4 豊島法人会館

公益社団法人 豊島法人会 行



ハキリ線

### 1 保険共済

1

企業と従業員のための  
補償制度に加入できます。



MERIT

### 2 福利厚生

2

法人会独自の充実した  
福利厚生制度を利用できます。



MERIT

### 3 社会貢献

3

地域社会の一員として  
社会貢献活動を支援します。



MERIT

### 4 異業種交流

4

様々な業種の人との出会いは  
新たな事業展開のチャンスです。



MERIT

### 5 研修・セミナー

5

税知識や経営のノウハウを  
学ぶことができます。



MERIT



広げよう明日につながるビジネスチャンス  
ひと・情報・地域

公益社団法人 豊島法人会

お問合せは

03-3985-8940

詳しくは

豊島法人会

http://www.toshimahojinkai.or.jp/